

2027年国際園芸博覧会における 建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設興行場等の許可基準

制 定 令和6年6月14日（建建企第97号局長決裁）

（趣旨）

本基準は、2027年国際園芸博覧会のために建築する建築物について、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設興行場の許可をする際の、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの（以下「仮設建築物」という。）の基準を定めるものとする

（用語の定義）

この基準における用語の定義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の例による。

（適用の範囲）

この基準は、2027年国際園芸博覧会のために建築する仮設建築物に適用する。

（許可基準等）

1 法第85条第6項及び第7項に基づく仮設建築物の基準は、次の基準に適合すること。

（1）存続期間は、当該仮設建築物に必要な期間以内であること。

（2）敷地は、周囲に広い空地を有すること又は建築物の出入り口から道路に通じる避難上有効な通路を設けること等（以下（8）において「広い空地等」という。）により、法第43条に適合している場合と同等以上の避難上の措置を講じること。

（3）存続期間が3か月を超える仮設建築物は、法第22条から法第23条の規定に適合すること。ただし、火気を使用する場合には、存続期間にかかわらず法22条に適合すること。

（4）別表（あ）欄に掲げる仮設建築物は、それぞれ存続期間が1年以内のものは同表（い）欄、存続期間が1年を超えるものは同表（う）欄に掲げるものとする。この場合において、建築物が開口部のない耐火構造の壁、又は床で区画されている場合における当該区画された部分にあつては、それぞれ別の建築物とみなして適用することができる。

（5）調理室その他の室で、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものは、

その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料ですること。

- (6) 仮設建築物の周囲には、3 m以上の幅の空地を設けること。ただし、延べ面積の合計が500 m²以内の建築物は、一の建築物とみなすことができる。
 - (7) 特殊建築物で不特定多数のものが使用する仮設建築物とする場合には、避難上有効な出口を2以上設け、かつ、その主たる用途に供する居室（当該居室の床面積が30 m²を超えるものに限る。）から出口に通ずる避難上有効な通路を当該各居室ごとに2以上設けなければならない。
 - (8) 特殊建築物で不特定多数のものが使用する仮設建築物の敷地内には、前号に規定する出口から広い空地等に通ずる幅員1.5m以上の通路を設けること。
 - (9) 避難階以外の階を不特定多数のものが使用する用途に供する建築物とする場合、当該用途に供する居室を有する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けること。ただし、当該用途に供する居室の床面積の合計が、避難階の直上階にあつては200 m²未満、その他の階にあつては100 m²未満の階を除く。
 - (10) 仮設建築物の最高の高さは15mを超えないこと。
 - (11) 令第114条第2項に掲げる用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめること。
- 2 1の基準に適合し、かつ、存続期間が1年を超えて3年以内のものについては、個々の案件について既に建築審査会が同意したものとして許可することができる。
 - 3 市長が、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、1の基準によらないことができる。

附則

この基準は、令和6年6月14日より施行する。

別表

	(あ)	(い) 存続期間が1年以内のもの	(う) 存続期間が1年を超えるもの
(1)	法第27条第1項各号及び第2項各号に掲げる特殊建築物	次のいずれかに該当する建築物 ア 主要構造部（令第109条の4で定める部分に限る。以下同じ。）が木造、プラスチックその他の可燃材料で作られたもので、外壁及び軒裏で延焼の恐れのある部分を防火構造としたもの	準耐火建築物
(2)	法第27条第3項各号に掲げる特殊建築物	イ 主要構造部がアに掲げる可燃材料に該当しない材料で作られたもの	(い) 欄に同じ